

印南町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月

目次

はじめに	- 1 -
第1部 総論	- 3 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針	- 3 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 3 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 5 -
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	- 6 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	- 8 -
第3章 対策推進のための役割分担	- 9 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 11 -
第1章 実施体制	- 11 -
第1節 準備期	- 11 -
第2節 初動期	- 12 -
第3節 対応期	- 15 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 17 -
第1節 準備期	- 17 -
第2節 初動期	- 18 -
第3節 対応期	- 19 -
第3章 まん延防止	- 20 -
第1節 準備期	- 20 -
第2節 初動期	- 21 -
第4章 ワクチン	- 22 -
第1節 準備期	- 22 -
第2節 初動期	- 25 -
第3節 対応期	- 26 -
第5章 保健	- 28 -
第1節 対応期	- 28 -
第6章 物資	- 29 -
第1節 準備期	- 29 -
第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保	- 30 -
第1節 準備期	- 30 -
第2節 初動期	- 32 -
第3節 対応期	- 33 -

はじめに

感染症危機への対応については、平成 21 年に世界的に流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を踏まえ、平成 24 年に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定され、平成 25 年には同法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定された。

これを受け、和歌山県（以下「県」という。）においては、平成 26 年 3 月に和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を、印南町（以下「町」という。）においても、平成 26 年 11 月に印南町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定し、有事への備えを行ってきたが、そのような中、令和元年 12 月末以降、新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）が全世界にパンデミックを引き起こした。

国内においては、令和 2 年 1 月に国内 1 例目の患者が確認されて以降、令和 5 年 5 月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく 5 類感染症へ位置づけられるまでの 3 年超にわたり、特措法等に基づいた対応を行うこととなり、国民の生命及び健康のみならず、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定に大きな脅威をもたらした。

この新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）は、政府行動計画及び県行動計画並びに町行動計画の策定後、初めてとなる感染症危機への対応となったが、これらの計画は、主に新型インフルエンザを前提に作成しており、病原体の変異や対策の長期化を十分に想定しておらず、新型コロナ対応は計画の想定外の事態となり、国を挙げて新たに保健・医療分野の取組やまん延防止対策を検討し、実行していくこととなり、今般、この新型コロナ対応の教訓を踏まえ、約 10 年ぶりに政府行動計画及び県行動計画が抜本的に改訂された。

町においても、幅広い呼吸器感染症等を念頭に、中長期的に複数の波がくることを想定し、7 項目の対策項目ごとに 3 期（準備期¹、初動期²、対応期³）それぞれの取組を記載するとともに、有事のシナリオとして必要な対策の選択肢を記載した、町行動計画を策定することとした。

町においては、幅広い感染症危機に対応できる社会を目指し、関係機関と連携し、町行動計画に基づき各取組を着実に進めるとともに、平時から様々な有事のシナリオを想定した実践的な訓練等を通じて、町行動計画の実行性を検証し、必要に応じて町行動計画の見

1 発生前の段階。

2 国内を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。

3 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期～流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期。

直しを行うことで、有事に迅速かつ機動的に対応できるよう取り組む。

第1部 総論

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

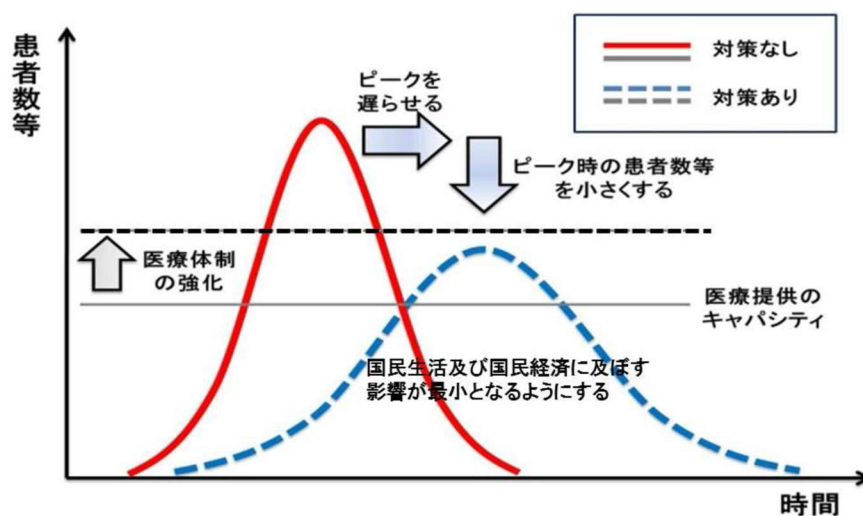
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1 感染拡大の抑制、町民の生命及び健康の保護

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン
(まん延防止に関するガイドライン)

2 町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化

- ① 感染拡大防止と町民経済のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- ② 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ③ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、町行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

国、県、市等は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷や偏見、差別等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも防止すべき課題であり、市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症⁴、指定感染症⁵や新感染症⁶が発生したとしても、病原性の程度やワクチン・治療薬等による対策が有効である等により、まん延防止等重点措置⁷や緊急事態措置⁸を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要と認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

4 感染症法第6条第7項

5 感染症法第6条第8項

6 感染症法第6条第9項

7 特措法第2条第3項

8 特措法第2条第4項

4 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めるとともに、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

5 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

1 主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大の抑制、町民の生命及び健康の保護」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

第3章 対策推進のための役割分担

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針⁹に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

新型インフルエンザ等対策の推進に当たっては、国、県及び各関係機関と連携した取組が重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

1 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

県は、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を図る。

2 町の役割

町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応について、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に關して地域の状況に応じた判断を行い、国、県等と連携して対策を実施する。

また、町は町民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチン接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に關し、的確に実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、県からの要請を受け、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の準備などを推進し、発生時においても医療提供を確保できるよう、新型インフルエンザ等患者の診療体制などを含めた診療継続計画の策定を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して、発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、適切な医療を提供するよう努める。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項

9 特措法第18条

に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一体となって取組を推進することが重要である。そのため、予め関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹⁰。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

10 特措法第8条第7項及び第8項。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、「印南町新型インフルエンザ等対策関係課連絡会議（以下「関係課連絡会議」という。）」の開催や、「印南町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）」の設置を検討するとともに、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹¹や県が県対策本部を設置した場合において、町は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、必要に応じて関係課連絡会議を開催するとともに、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

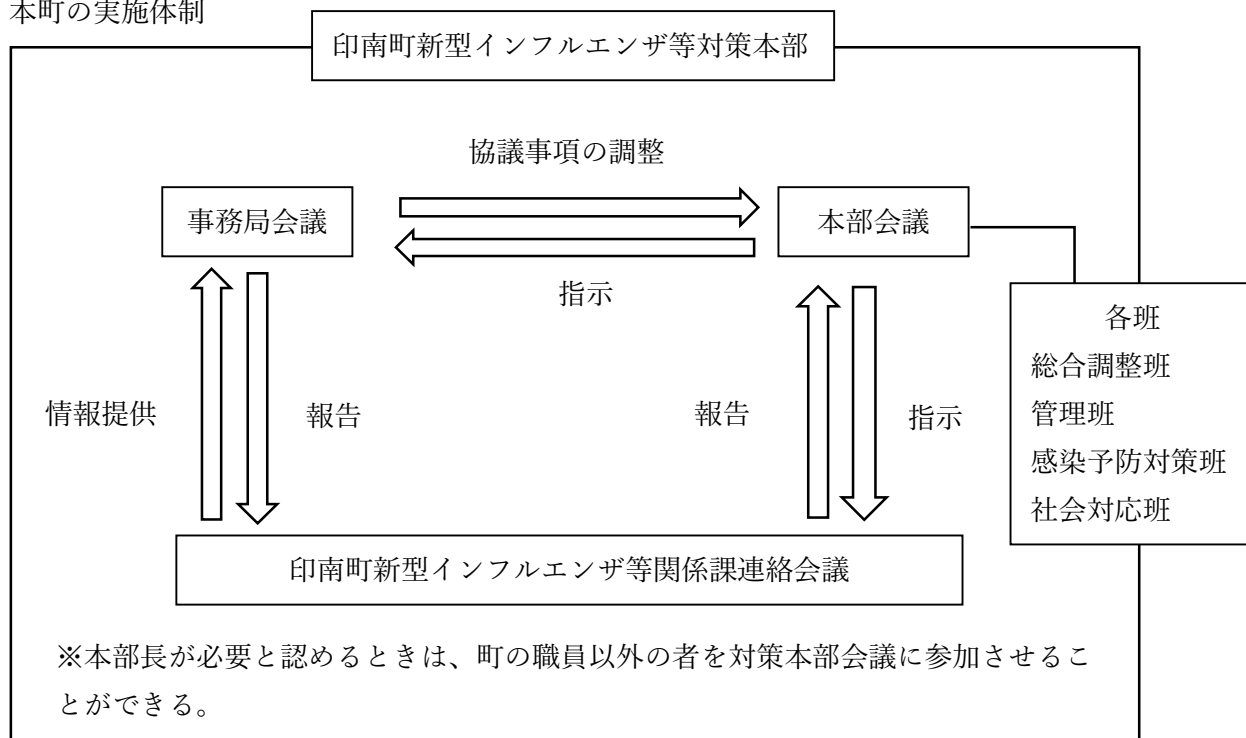
町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹²を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹³ことを検討し、所要の準備を行う。

11 特措法第15条

12 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

13 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

本町の実施体制



① 印南町新型インフルエンザ等関係課連絡会議

政府対策本部や県対策本部が設置された場合に、必要に応じて開催する。

関係課：総務課、企画産業課、教育課、住民福祉課、生活環境課

(所掌事務)

- 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び共有化並びに連携強化に関すること。
- 町行動計画に基づく新型インフルエンザ等の発生に備えた必要な対策に関すること。
- その他、対策を実施するために必要なこと。

② 印南町新型インフルエンザ等対策本部

緊急事態宣言がなされた場合に設置する。

本部長・・・町長

副本部長・・・副町長

本部員・・・教育長及び各課・室等の長、消防長（消防吏員）

事務局・・・住民福祉課、総務課

(所掌事務)

- 対策の決定及び実施に関すること。
- 情報収集・分析に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- その他、対策を実施するために必要なこと。

③各課における業務

班 名	担 当 課	担 当 業 務
総 合 調 整 班	総 務 課 住 民 福 祉 課	町対策本部会議の設置及び運営に関すること
		情報のとりまとめ
		各課等の連絡調整
管 理 班	総 務 課 企 画 産 業 課 住 民 福 祉 課 出 納 室 議 会 事 務 局	庁内感染防止対策（来庁者含む）
		感染予防必要物品の備蓄、設置
		町職員・家族等の健康状態把握
		各課等の業務継続計画の管理
		町民への広報・啓発
		報道機関との連絡調整に関すること
感染予防対策班	総 務 課 税 務 課 住 民 福 祉 課 建 設 課 教 育 課	町民の社会活動の自粛要請に関すること
		相談窓口の設置
		発生状況の把握・関係機関との連絡調整
		保健医療情報の提供
		保健指導・まん延防止対策の協力
		要援護者等に対する支援
社 会 対 応 班	企 画 産 業 課	商工観光関係業務における感染防止対策の実施
	住 民 福 祉 課	社会福祉施設への管理指導
		介護施設への管理指導
		住民生活相談
	建 設 課 生 活 環 境 課	火葬に関すること
		水道事業の維持
		資機材の管理・運営
	教 育 課	公共施設への周知、管理指導
		小中幼保施設への周知、管理指導、連絡調整

第3節 対応期

【目的】

初動期に引き続き、病原体の症状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療の逼迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に、かつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策¹⁴を実施するため必要があると認めるときは、国に対して職員の派遣を要請する¹⁵。
- ② 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁶を要請する。
- ③ 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める¹⁷。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援¹⁸を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保¹⁹し、必要な対策を実施する。

14 特措法第2条2の2

15 特措法第26条の6

16 特措法第26条の2第1項

17 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

18 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

19 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、政府対策本部より新型インフルエンザ等緊急事態宣言²⁰がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対処方針、対策等を決定し、実施する²¹。町は、その区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²²。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する²³。

20 特措法第 32 条

21 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能。

22 特措法第 36 条第 1 項

23 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

具体的には、町民等が、科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時からの普及・啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー²⁴を高めるとともに、情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図るよう、国や県と連携して取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 町における情報提供・共有

町は、平時から国や県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その他対策等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、わかりやすい情報提供、共有を行う。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源となるよう努める。

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染し得るもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は決して許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

24 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に、かつ分かりやすく提供・共有する。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国や県と連携して、町民等の不安の解消等に努める。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、新型インフルエンザ等の特性、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

2-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染し得るもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は決して許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、適切に町民等に情報提供・共有する。

また、町は、国や県と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を継続して提供・共有する等、町民等が正しい情報を入手できるよう適切に対処する。

2-3. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に、かつ分かりやすく提供・共有する。

また、個人レベルでの感染対策が、社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国や県と連携して、町民等の不安の解消等に努める。

3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、新型インフルエンザ等の特性、有効な感染防止対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

3-2. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染し得るもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は決して許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、適切に町民等に情報提供・共有する。

また、町は、国や県と連携し、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を継続して提供・共有する等、町民等が正しい情報を入手できるよう適切に対処する。

3-3. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等の設置を継続する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命や健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター²⁵に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

25 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある者からの相談に応じるための電話窓口

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国等の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの迅速かつ円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

1-1. ワクチンの供給体制

1-1-1. ワクチンの流通に係る体制の整備

町は、県が国の要請を受けて、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県医師会、県内の卸売販売業者団体等の関係者と協議をするにあたり、これに協力し、体制を構築する。

1-1-2. 登録事業者の登録²⁶に係る周知

町は、県とともに、特定接種²⁷について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うにあたり、必要な協力を行う。

1-1-3. 登録事業者の登録

町は、県とともに、国が登録事業者の登録を行うにあたり、必要な協力を行う。

1-2. 接種体制の構築

1-2-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

1-2-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、町が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

1-2-3. 住民接種

平時から次の①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

① 町は、国等の協力を得ながら、当該区域内に居住する者に対し、速やかにワクチ

26 特措法第28条第1項第1号

27 特措法第28条

ンを接種するための体制の構築を図る²⁸。

- ② 町は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 町は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-3. 情報提供・共有

1-3-1. 町民への対応

町は、国が実施する予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発や、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制等の基本的な情報について、町民への周知を図る。

また、WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy²⁹」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供等、双方向的な取組を進める。

1-3-2. 衛生部局以外の分野との連携

町衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には町労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、町衛生部局は、町教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を町教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-4. DX の推進

- ① 町は、町が活用する健康管理システムが、国が整備するシステム基盤と連携するこ

28 予防接種法第 6 条第 3 項

29 The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines（WHO：The threats to global health in 2019）日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

とで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

- ② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。
- ③ 町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

【目的】

準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、国における必要なワクチンの確保・供給を踏まえた体制を構築し、速やかな予防接種の実施へつなげる。

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

町は、国が示す新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。

2-1-2. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

第3節 対応期

【目的】

準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、予防接種を実施する。また、ワクチンの供給量や従事者等の体制等を踏まえ、随時関係者間での調整を行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

3-1. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の方針により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、町は、国及び県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1. 特定接種

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

町は国及び県と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種体制の準備を行う。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

町は、国からの要請を踏まえて、接種を希望する町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

町は、国からの要請を踏まえて、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、町民に対して、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

国、県及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3. 情報提供・共有

- ① 町は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、町民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行うとともに、町民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

- ② 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。

3-4. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

町は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、適切な安全対策や町民への適切な情報提供・共有を行う。

第5章 保健

第1節 対応期

【目的】

地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

1-1. 主な対応業務の実施

1-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は必要な物品の支給に協力する。

第6章 物資

第1節 準備期

【目的】

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町等は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³⁰。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³¹。

- ② 町は、消防機関において、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄が進められるよう、連携して取り組む。

30 特措法第10条

31 特措法第11条

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により、町民生活及び町民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、登録事業者等は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民経済の安定に寄与するため、必要な準備を行う。

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³³。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者³⁴等へ

32 特措法第10条

33 特措法第11条

34 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」。

の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に基づき、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

1-5. 火葬体制の構築

町は、国及び県と連携して火葬体制を整備するとともに、町内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等の関係機関との調整を行うものとする。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の準備等を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び町民経済の安定を確保する。

2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等への呼びかけ

町は、国及び県と連携して、町民等に対し、生活関連物資（食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資又は町民経済上必要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

2-2. 法令等の弾力的な運用

町は、国から示された町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、必要に応じ周知を行う。また、その他必要な対策を速やかに検討する。

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び町民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。登録事業者等は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び町民経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれに役割を果たすことにより、町民生活及び町民経済の安定を確保する。

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者³⁵等に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁶やその他長期間の学校の臨時休校の要請等がなされた場合は、必要な応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要な応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要な応じ、町民からの相談窓口・情報

35 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」。

36 特措法第45条第2項

収集窓口の充実を図る。

- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は町民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる³⁷。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町民生活及び町民経済の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

37 特措法第 59 条